

第5回山口県手話言語条例検討委員会 概要

1 日時

令和元年9月5日(木) 10:00~11:15

2 場所

共用第5会議室(県庁4階)

3 出席者

- (1) 委員：内田委員長、梅田委員、秋山委員、赤井委員、藤田委員、伊藤委員
※ 信木委員、末成委員は欠席
- (2) 事務局：河村主任(労働)、田中主査(特別支援)、佐藤課長(障害)、小澤班長(障害)、
河地主査(障害)、江波主事(障害)
※ 松岡主査(労働)、内田班長(教育)は欠席

4 議事概要

(1) 条例最終案について

<素案からの変更点>

事務局

- 前回第4回検討委員会において、文案については事務局一任をいただいたため、事務局において素案を作成し、6月県議会に報告を行った。その上で、7月1日から31日までの1か月間パブリック・コメントを実施し、9名の方から58件の意見をいただいた。
- パブリック・コメント等を通じて寄せられたご意見等を反映させた最終案について御報告する。素案からの主な変更点は以下の3点。
 - (1) 市町の「責務」を「役割」に変更した。
：法律の規定により、都道府県が市町村に対して条例で責務を課すことはできないとの指摘を受けて、見出しを変更したもの。本文は変更なし。
 - (2) 「学校等の役割」を「学校・児童福祉施設の役割」とした。
：役割を課す対象に【保育所】を加えたことによる。
 - (3) 事業者に、ろう者を雇用する事業者だけでなく、【ろう者にサービスを提供する事業者】を加えた。
：パブリック・コメントにおいて寄せられた「事業者にサービス提供事業者(特に医療・介護)を含めてほしい」「事業者の役割に、ろう者が使いやすいサービスの提供を加えてほしい」とのご意見を反映し、広くサービス事業者に対して、手話の使用について合理的配慮を行うことを求めたもの。

委員意見

- 第8条で、保育所を加えるため「児童福祉施設」を加えたとのことだが、そ

の他の児童福祉法の施設、例えば放課後デイなども入るのか。

事務局

- 法律上、児童福祉施設には保育所以外に乳児院や児童養護施設等が含まれる。放課後等デイサービスは児童福祉法の事業ではあるが、施設ではないため、第9条の「事業者」の役割の中でカバーされることとなる。

委員長

- 了解。施設ではなく事業なので、第9条の「事業者」が行う合理的配慮ということになるだろう。

(2) 今後の施策展開等について

事務局

【① 条例制定記念行事について】

- 条例10条1項の「県民が手話に接する機会の充実」の第1弾として、「あいサポート手話フェスティバル」を12月14日に開催する予定。内容については、知事からの「特に若い人たちが気軽に手話に触れることができる機会が必要」との意見もあったことから、県立大学の手話サークルによるステージ等も交えた内容として検討中。

【② 次年度以降の施策の方向性について】

- 現在は「障害者いきいきサポート事業」の中で、意思疎通支援者の養成・派遣等に取り組んでいるが、条例の制定を機に、さらに踏み込んだ内容の取組を行いたいと考えている。詳細は今後、予算編成の中で検討していくが、委員の皆様からも、課題や取り組むべき事柄について、ぜひご意見をいただきたい。
- また、県が障害に関する基礎知識と配慮すべき事項についてまとめた「情報保障マニュアル」を改定する。行政機関向けのマニュアルとして5年前に取りまとめたものだが、この内容を充実させて、広く一般事業者等が活用できるものにする。年内を目途に改訂し、公表・配布できたらと考えている。

【③ 施策検証の場について】

- 第4回検討委員会で、手話言語条例に関する施策の進捗・評価を行う専門部会の設置が必要とのご意見をいただいた。県としては、健康福祉部内に会議体を設置する方向で検討している。

<各委員からの今後の施策展開等に対する意見>

委員意見

- 手話言語条例はここからがスタートである。
- 手話の獲得という部分について、検討委員会を作ってほしい。そこには、医療、教育、福祉の分野の人を加えることが必要。
- 私も「あいサポートメッセンジャー」だが、事業所に向けては「あいサポート研修」の中に手話を含めると、企業に受け入れてもらいやすい。その際に、手話がなぜ必要なのかをよく企業側に理解してもらうことが必要。
- 企業が合理的配慮により、手話通訳を入れることについては理解が進んでい

るが、ろうあ者が手話を理解できないケースが目立つ。今、一般校の中にいる難聴児に早くから手話を知ってほしい。

- 難聴学級の先生も手話ができる人がいて、本人もある程度手話ができても、他の子が使わないから意味がない、という状況がある。これを解決するためには、聴覚障害教育センターの活用が必要。教育委員会と一緒に、難聴児のいる学校、そこにいる子どもたちを救ってほしいと思う。
- 緊急の課題としては、介護現場。デイサービスを利用したり、特養にいたりする聴覚障害者は増えているが、みんなひとりぼっち。介護福祉士の研修などが必要。山口県手話通訳問題研究会では介護事業者向けの冊子を作成し、配布している。医療・介護サービスの聴覚障害者に対する提供ということが条例にも入っているが、現場ではかなり困っている。
- 「あいサポート手話フェスティバル」は一大イベントとしてとてもうれしいが、毎年「耳の日」記念行事を行っており、これを県民に広げる取組として継続できないか。
- 意思疎通支援者の養成について。現在は県内1か所で、県西部・県東部からなかなか通えないという声をよく聞く。1か所だけではなく、西でも東でも学べるという体制を整備していただきたい。
- 理想を言えば、専門の手話通訳者というのは、専門職として、きちんと学校でカリキュラムを組んで養成すべき。今までのように10年かけて自腹で学んでいくというのは、これからは無理。高齢化が進んでいるのは、若い人が手話通訳で生活できないから。手話講師も高齢化している。

- 手話言語条例の大きな目的は、手話が言語であるということと、聞こえない人に対する理解が、県民に広まること。この2点に力を入れてほしい。
- 学校、職場、施設において、手話の普及や、聞こえない人に対する理解を広める機会を作ってほしい。公的機関の窓口職員に対する手話の講習も必要。これらに予算もつけて取り組んでいただきたい。
- 県のろうあ連盟としても、手話の普及啓発が最優先事項。

- 県民が身近に手話を覚えていただけるようにしていきたい。県は「あいサポート運動」に取り組んでいるが、「手話言語条例版」のあいサポート研修として、ボリュームを増やし、より深めた内容のものを実施してもらえないか。
- 県民の皆さんに手話を知っていただくため、手話検定の受験を呼び掛けてほしい。県職員にも積極的に受験してほしい。
- 理想的には、手話通訳の要らない社会、手話通訳がいなくても聴覚障害者の方々が生活できる社会をめざしてほしい。まずは、一人でも多くの方に手話を学んでいただきたい。

- 手話が言語であることをPRするためには、「手話言語フェスティバル」という名称にしてはどうか。

- 手話通訳者は、ろう者・健聴者の双方のコミュニケーションにとって必要な存在であるという視点が必要。
- 施策の柱としては3点考えられる。
 - (1) 県があいサポート手話フェスティバルをキックオフとしてやるが、次年度以降は市町持ち回りで、耳の日大会と併せてフェスティバルをやるようにしてはどうか。そこに手話サークルや、保育園や幼稚園も加わって、手話を発表し、体験する場を検討していただきたい。
 - (2) 手話の普及については、手話検定を受けるレベルと、身近に手話を使う機会のようなものを工夫してほしい。
 - (3) 手話の習得機会の確保が最大の課題。ろう児・難聴児に対する支援は教育現場で取り組んでほしい。医療・介護・福祉サービス提供者に対する手話の習得も必要。また、コミュニケーションとして一般県民が広く、口と同じように指が動くように、ちょっとしたものができるようにしてほしい。
- 市町とか県の窓口にも、行政職員が対応できるよう、手話を絵で示したようなマニュアルを配置していただきたい。
- 平成28年に障害者差別解消法ができたが、それを知っている人は1割未満。手話言語条例もそうだが、当事者は関心があっても、そうでない人は全く関心がない。その点を何とか打破してほしい。障害者差別解消法ができた時に、県内で何回もフォーラムを開いたけれども、結局関係者しか来なかった。今回、手話フェスティバルをやるということだが、関係者以外も来れるようなイベント内容にしてほしいと思っている。
- 私も「あいサポートメッセンジャー」だが、誰もが障害者になる可能性がある。当事者になって初めて障害者の気持ちがわかるという人が多い。国が定める「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の中でいちばん大きいのが「心のバリアフリー」という部分。来年度から学校教育にも入るが、手話言語条例も含めて、子どものうちから意識改革ができるような施策を講じてほしい。

委員長

- 手話を習得しようと思っても、実際にそれを使う機会がない。行政の窓口なら機会が増えるだろうが、一般の方の場合、手話を勉強しても使う機会がない。手話ユーザーとの交流がないと、相手に伝わったかどうかわからない。手話は言語であり、お互いの想いを通じ合わせる手段である。手話ユーザーとそうでない者が一緒に交流できる機会がないと、なかなか広まらないのではないか。
- 最終案について、検討委員会での委員の皆さんの意見を相当反映されていることに御礼を申し上げたい。ここまで言っているのかと思いつつ言った部分もあるが、強い意志で規定し、中身も取り組むという決意が伝わってくる。

事務局

- 今日ご欠席の委員からご意見。手話の普及が進み、手話を理解する人が増え

ると、手話は遠くからでも見分けられるため、プライバシーの保護に向けた対応策も検討していただきたいとのことだった。

委員意見

- ろう者も、知られたくないことはばれないように話す。そこは健聴者と同じ。
- 会社でも起きていること。ろう者が「手話で話しているのをじろじろ見られる」と言うので、見られてまずいことは人陰で話すようにと、プライバシーはそうやって守るものだと言った。

委員長

- 耳で聞き取るか、目で見分けるかの違いでしょうか。健聴者なら「声を潜める」と言いますが、手話なら目につかないようにするというのでしょうか。手話はすべて目に入るから、と言いだめるとなかなか難しいのでは。

事務局

- 行政の窓口や医療現場で、個人のプライバシーに関する話をするときには、個室でお話を伺うことが必要になる。それは聞こえに不自由があってもなくても、当然配慮すべき話である。手話が外から見れば、何を言っているかまるわりになるということについては、情報保障マニュアルで触れることも検討したい。
- 予算については今から議論するが、担当として今考えているのは、「手話が言語であることへの理解」「聞こえないことへの理解」の県民への浸透に向けた対策をしっかりとしていくこと。また、関係者以外も参加できるような、子どもや若年層をターゲットにした体験交流の場を設けること。
- あいサポーターやあいサポート企業・団体も増加しており、あいサポート研修を通じて、手話を含めた意思疎通手段についての理解を拡げていきたい。
- まず行政職員自らが手話を覚えていけるよう、マニュアルやガイドブックを今後整備することも検討していきたい。

委員意見

- 手話の普及を進める上で懸念していることがある。手話を学ぶには、ろう者と健聴者がともに学ぶことが大切だが、鳥取県で手話言語条例が制定された後、手話を教えられるろう者が足りなくなった。
- 各地域にろう者と健聴者が交流するサロンを設けて、自然に交流し、手話を自然に学べるような活動が広がればよいと思う。今後そういった提案をしていきたい。
- 地域で手話を広げるには、手話サークルがもっと元気にならないといけない。その活用が必要。
- 情報コミュニケーション条例との違いをよく聞かれるが、手話言語条例は、聴覚障害者にとって手話が言語であることへの権利宣言だと考えている。そこは第一に考えていきたい。
- 施策検証の場は部内に設置するということが、この方向性はいつ頃出るか。

事務局

- 施策を検証する場については、これまでの条例検討委員会でも、設置したい旨申し上げてきたところであり、パブリック・コメントでも、条例本文中に検証委員会を置くことを盛り込むべきとの意見をいただいたところ。
- 事務局としてのイメージはある。具体的には、現在の条例検討委員会のメンバーに加え、医療や福祉関係者を含めることも想定しながら、早急に検討してまいりたい。条例公布後速やかに進めたいと考えている。
- 地域で手話を広めるため、県としてはこれまで「あいサポート研修」を活用してきたところだが、研修方法については各企業の現状に合った形で実施しようとしているところであり、ご提案のあった「手話サロン」も含めて、手話の普及啓発については様々な手法を検討してまいりたい。
- 施策の検証の場は、アイデアをいただく場としても引き続きやっていきたい。そこでの議論の内容は、障害者施策推進協議会に報告し、障害者施策全体にフィードバックする形を検討している。

委員意見

- 条例の名称は「山口県手話言語条例」で決定ということによいか。

事務局

- そのとおり。この案で9月議会に上程したいと考えている。

委員意見

- 以前、愛称について議論したが、愛称についてはどうなったか。

事務局

- 愛称については、今後考えていく。12月のイベントを踏まえて検討する。

(3) まとめ（事務局）

- 昨年度から5回にわたり熱心なご審議をいただき、何とかここまでこぎつけることができた。改めて御礼申し上げます。ただ、まだスタートラインに立ったところ。今後の普及啓発や施策検討についても、ご協力のほどよろしく願います。